

朝倉市秋月伝統的建造物群保存地区保存計画

朝倉市秋月伝統的建造物群保存地区保存計画

目 次

1. 保存計画の基本事項	1
(1) 保存計画の基調	1
(2) 保存地区の名称・面積・区域	1
2. 保存地区の保存に関する基本計画	2
(1) 方針	2
ア) 保存地区の沿革	2
イ) 保存地区の現況	2
ウ) 保存地区の特色	4
エ) 伝統的建造物群の特性	5
オ) 保存の方向	5
(2) 内容	6
3. 保存地区内における伝統的建造物と環境物件の決定	7
(1) 伝統的建造物	7
(2) 環境物件	7
4. 保存地区内における建築物等の保存整備計画	8
(1) 伝統的建造物の修理	8
(2) 伝統的建造物以外の建築物等の修景	8
(3) 環境物件の復旧	8
(4) 環境物件以外の環境要素の修景	8
5. 保存地区の保存のため必要な管理施設及び設備並びに環境の整備計画	9
(1) 管理施設等	9
(2) 防災施設等	9
(3) 環境の整備等	9
ア) 電柱・架線等の整備、看板の修景	
イ) 道路の整備	
ウ) 河川・水路の整備	
エ) 駐車場の整備と修景	
オ) 田園景観の保全	
カ) 地域環境学習トレイルの整備	
6. 保存地区内の保存のため特に必要と認められる助成措置等	10
(1) 経費の補助	10
(2) 技術的援助	10
(3) 保存団体等への助成	10
(4) 顕彰及び普及啓発	10

朝倉市歴史的景観条例（平成１８年朝倉市条例第１１１号、以下「景観条例」という。）第１６条の規定に基づき、朝倉市秋月伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という。）の保存に関する計画を次のように定める。

１．保存計画の基本事項

（１）保存計画の基調

この保存計画は、地元住民の創意と発意を尊重し、地元住民と行政との互いの協力により、秋月地区の自然と風土並びに伝統が創りあげた歴史的風致を、市民共有の財産として保存するとともに積極的に活用することにより、秋月地区の生活環境の向上と市の文化環境の維持に資することを目的とする。

（２）保存地区の名称・面積・区域

保存地区の名称：秋月伝統的建造物群保存地区

保存地区の面積：約 ５８．６ヘクタール

保存地区の区域：朝倉市 秋月 字春小路、字魚町、字中町、字新富の各全部、及び字浦泉、字浅ヶ谷、
字忠王寺、字橋口、字鳴渡、字石原、字梅ヶ谷、字古賀谷の各一部
秋月野鳥 字河原、字館ノ裏、字館ノ尾、字堅小路、字菅ノ谷の各一部

（区域については図―１に示す）

2. 保存地区の保存に関する基本計画

(1)方針

ア) 保存地区の沿革

秋月は、福岡市と日田市を結ぶ旧日田街道の要衝甘木より北へ約7km、福岡県のほぼ中央部に位置する。北に宝満山、古処山、馬見山及び釈迦岳などの筑紫山系が迫って小盆地が形成され、盆地の中央には古処山を源として筑後川へ注ぐ小石原川の支流、野鳥川が流れる。

秋月の名は、平安時代中頃、10世紀末の史料に菅崎宮塔院の所領、秋月庄として見えるのが初見である。建仁3年(1203)に原田種雄が秋月に移り、以後秋月氏を称して古処山城を本拠にこの地方を支配した。天正15年(1587)、秀吉により秋月氏は日向財部へ移封され、秋月氏の支配は終焉を迎えた。慶長5年(1600)、黒田長政が筑前国に移され、秋月は長政の叔父直之に与えられた。その後元和9年(1623)、長政の三男長興が夜須、下座、嘉麻三郡のうち五万石を分与され、秋月藩が成立する。藩政は本藩からの独立性を保ちつつ明治維新までの約250年間続き、秋月は黒田氏の城下町として栄えた。

秋月の城下町としての歴史は古いが、今日に伝わる城下町の原型は、寛永元年(1624)、長興が入封した際に行った縄張りを契機として形成された。城下は中央を西流する野鳥川によって大略二分され、北側に町地、南側に藩主の居館を始めとする上級家臣団の屋敷を配し、周囲の山裾には寺社や下級家臣団の屋敷を配した。城下の町割と屋敷割は、東西、南北に通され、中央の札の辻で交わる二本の道筋を基軸とし、城下への出入り口は枡形をなし、そこに番所が置かれ、武家地と町地も枡形で区画された。江戸中期以降は枡形の外にも町地が拡大した。秋月は経済的には本藩領であった甘木の影響下に置かれたが、元結、寿泉苔、葛粉等の特産品によって町地は繁栄を見せた。町地の入口には長崎から招いた石工によって文化7年(1810)石造アーチ橋の目鏡橋が架けられた。

廃藩によって政治的中心地としての機能を失うとともに、秋月では士族の急激な流出が始まり、多くの武家屋敷は田地に転じた。藩政期に幾度となく焼失した町地は、明治期以降は大火を被ることなく、多様な建築形式を呈する新たな町並みを形成したが、次第に経済的活力を失っていった。その結果、町割や屋敷割、道路網と水路網などの城下町時代の基本的な構造、城館跡、武家屋敷、町家などの城下町の構成要素が今日に伝えられることとなった。

こうして秋月には、小盆地の中に城下町の基本構造と構成要素が凝縮しつつ残され、周囲の豊かな自然景観及び田園景観と相俟って、城下町らしい潤いと安らぎのある歴史的風致を今なお伝えている。

イ) 保存地区の現況

秋月における町並み保存の取り組みは、秋月振興会が地域の将来像を描くため、昭和53年(1978)度にまとめた「保存と暮らしのまちづくり」において、町並み保存の提言がなされたことに始まる。この提言を受けて、市も昭和54年度に「伝統的建造物群保存対策調査」を実施し、町並み保存に向けた基礎資料を整えた。

その後、秋月振興会では町並み保存専門委員会、市内部には甘木市伝統的建造物群等保存推進委員会を設置して、伝統的建造物群等保存に向けた住民への説明会、伝統的建造物群保存地区先進事例への視察等を重ねた。そして、昭和62年度には秋月において町並み保存を実施していくことを決定し、条例制定に向けての啓発活動を開始した。とりわけ、昭和63年度の景観に配慮した秋月中学校の新校舎建設は、住民の合意形成に向けての様々な啓発活動に取り組む契機となった。平成3年(1991)度、市は歴史的景観条例の

素案を作成して説明会を開催、同時に町並み保存の相談窓口として「まちなみ事務所」を開設した。同年度には「うるおい・緑・景観まちづくり整備計画」「歴史的地区環境整備街路事業計画」の策定を関係機関の協力を得て行った。

平成4年度には、条例案に基づいた歴史的景観保存計画案を策定し、平成5年度には、この保存計画案の概要である「秋月のまちなみ保存」パンフレットにより、保存区域案と併せて住民に対する説明会を開催した。その後、説明会での質疑応答を集成した「秋月のまちなみ保存Q&A」を秋月の全戸に配布した。これらの啓発活動と並行して、武家屋敷や町家の修復活用が図られ、郵便局も移転に伴って景観に配慮した修景が行われるなど、町並み保存に対する理解が深まった。

平成8年5月の秋月振興会における町並み保存の条例化を求める地元決議を経て、市へ条例制定の請願がなされた。同年12月、一部住民の反対はあるものの、市議会は町並み保存の重要性を考慮してこの請願を採択した。この時すでに町並み保存の取り組みは20年を経過し、伝統的建造物の老朽化は進み、中には解体を余儀なくされたものも少なくない。一方で、観光地化の進展とともに、建物の新築も相次ぎ、秋月の歴史的風致を損なう建物も目立ち始めた。こうしたことから、将来にわたって秋月らしさを維持、継承していくとすれば、早急な伝統的建造物群保存事業の取り組みが求められる。

なお、地区内には県指定文化財として、石造秋月の目鏡橋、秋月城跡、秋月城本門（黒門）附長屋門、石田家住宅があり、このうち秋月城本門（黒門）附長屋門、石田家住宅は保存修理工事が行われた。

ウ) 保存地区の特色

秋月は、東に古処山系、西は独立丘陵によって囲繞された小盆地に位置する。この豊かな自然に取り囲まれた小盆地の中、盆地の中央を流れる野鳥川を挟んで、城館、武家地、町地、寺社地が配された城下町が形成された。

この秋月城下町の本格的な整備は、秋月藩分知の翌年、寛永元年（1624）黒田長興の入府に際して城下縄張りが行われたことに始まる。城下町の構成とその変遷は、寛永年間、明和5年（1768）、文政2年（1819）、明治維新頃の4枚の城下絵図に窺える。昭和初期における道路の建設と拡幅によって、城下町を特徴付ける枡形が改造され、交差点に角切が施されるなど、若干の変化は見られるものの、武家地と町地の区分、道路網と水路網の構成など、これら絵図から知ることのできる城下の基本的構成は、現在まで継承されている。

保存地区のうち旧武家地は、南東部に西側を堀、北側を空谷川で隔てられた秋月城が位置し、その西側前面に通された杉の馬場とそれと交わる北中小路、南中小路、野鳥川を挟んだ通り町、袋町に面して上級家臣団の大規模な区画の屋敷跡が残される。とくに敷地規模が大きいのは、杉の馬場に面した家老屋敷で、現在は大半が田地となってその規模を伝える。いくつかの屋敷跡は、周囲に土堀を巡らし、長屋門または棟門を建て、中に主屋、土蔵を今なお残す。野鳥川に沿った鉄砲町、三つ小路、居館北側の虚空坂、西南

側の春小路、鷹匠町、浅ヶ谷、四つ小路、裏小路、月見坂、町地北側の昇組には中下級家臣団の屋敷跡が残され、土堀または生垣を巡らし、薬医門または腕木門を建て、主屋、長屋、土蔵を残すものもある。屋敷跡には大きく育った樹木が残され、特徴的な景観を構成する場合もある。

旧町地は、野鳥川の北側に東西に走る秋月街道に沿って、西側入口に位置する石造アーチ橋の目鏡橋東詰の枡形から札の辻まで延びる魚町（下町）、中町と、札の辻から北側の八丁口、南側の橋口へ延びる新富（上町）、中町から南側へ分岐する今小路町、城南南端に位置する浦泉町から構成される。これらの町には、妻入と平入、入母屋造と切妻造など、多様な屋根形式を呈する伝統的町家建築が残される。新富、中町、魚町を貫く街道の両側には水路が通され、特に中町・魚町北側には敷地内の庭園を貫くように水路が通される。

寺院は城下周辺部の高台に位置し、城下への入口に当たる北口の新富東側に古心寺、大涼寺、長生寺、淨覺寺、今小路町南側に本証寺、西念寺が配される他、虚空坂奥に日照院、西北部の高台に日限地藏、東北部に鳴渡観音堂が置かれる。これら寺院は本堂が城下に正面を向けて建ち、他に山門、庫裡から構成され、小堂や鐘楼を備える場合もある。

神社は城下周辺部の北東高台に田中天満宮、南東高台に垂裕神社が位置し、いずれも城下に正面を向ける。この他、新富に須賀神社がある。

城下町の核をなす黒田氏の秋月城跡には、前面の堀と石垣の他、大手門へ至る瓦坂、大手門の櫓跡、長屋門が残され、垂裕神社には秋月城大手門を移した黒門が残される。城下町の生活施設として時櫓跡も重要である。

旧武家地には武家屋敷であった田畑が、また旧城下町を取り巻いては田園が広がり、さらに周囲を山並みを取り巻き、そこには秋月氏の居城である古処山城跡と荒平城跡がある。この山並みから流れ出た河川とそこから引かれた水路が旧城下町を隈無く貫流している。これら河川と水路には石積の護岸や石畳の河床が残され、目鏡橋を始めとした石橋が架かり、田畑や屋敷跡を区画する石積も残される。こうした田園景観と自然景観、これらと一体をなす石造物群も秋月を特徴付ける重要な要素である。

エ) 伝統的建造物群の特性

秋月の伝統的建造物群の特性は、歴史的風致を形成する伝統的な建造物、およびこれらと一体をなして歴史的風致を形成する環境要素によって説明できる。伝統的な建造物のうち、建築物には武家地を構成していた武家屋敷に起源する屋敷建築、町地を構成していた町家建築、さらに伝統的な寺社建築があり、工作物には門、塀、石積等がある。

残された武家屋敷にみる屋敷建築の基本的構成は、文政図に描かれた位置に門を構え、周りを土塀又は生垣で囲い、南側に庭園を配して主屋を敷地の中央に建てるもので、敷地境界に接して土蔵や長屋を配する場合もある。田畑に姿を変えた武家屋敷跡には、敷地の周囲に巡らされた石積が残され、屋敷地の区画を伝えている。長屋門と長屋は梁間2間の切妻造平屋建で、道路側に下屋庇を設けず、真壁造白漆喰仕上、腰壁をささら子下見板張とする。土蔵は梁間2間の切妻造二階建で、道路側に下屋庇を設けない。門は長屋門の他、棟門、薬医門、腕木門がある。主屋は直屋の寄棟造草葺の周囲に瓦葺の下屋庇を巡らしたものが基本で、屋根を瓦に葺き替えたものや棟を矩折れとしたものもある。正面に式台玄関を設け、座敷に面して庭園を設ける。庭園は南側に設けられるのが基本で、敷地を貫流する水路との関係から北側に設けられる場合もある。敷地の周囲に巡らされた土塀は、石垣基壇上に赤土を層状に積み重ねて頂部に棧瓦を載せ、壁は荒壁仕上とする。中には半ば崩壊したものもあり、かえって秋月らしい風情を醸し出す場合もある。塀は土塀の他、屋根付板塀も見られる。生垣はイヌマキ、スギ、カンチクが用いられ石積を伴う場合もある。

残された町家建築の基本的構成は、間口3間半～4間半の奥行きが長い敷地の表通りに接して主屋を建て、その奥に庭園、便所、風呂場、離座敷、土蔵を並べるもので、主屋と庭園境に水路を通し、池庭に水を引く場合もある。主屋の内部は、下手の西側または南側に通り土間を配し、間口の狭い場合、居室は表からミセ、ナカノマ、ザシキを一行に配し、間口の広い場合、居室は二列に配する。主屋は二階建で、正面一階に下屋庇を設ける。正面外観は、間口の狭い場合が妻入りの入母屋造または切妻造で、間口が広くなると、妻入の主屋の両側又は片側に下屋を設けるか、平入の切妻造とする。主屋の一階正面は、開口部柱筋にすり上げ蔀戸、外側に枠付格子建込、外壁を真壁造白漆喰仕上、腰壁を堅羽目板張とする。二階正面は開口部を虫籠窓とし、外壁を大壁造白漆喰仕上、軒廻りを白漆喰で塗り込め、水切庇を付す場合と、開口部柱筋に障子戸建込、外側に雨戸を引き通して戸袋と出格子を付し、外壁を真壁造白漆喰仕上とする場合がある。

寺院境内の構成は、山並みを背に本堂が正面を城下に向けて建ち、前面に山門を建て、石段、石積等から構成される参道を配し、本堂右手に庫裡を配する他、鐘楼、妙見堂などを配する場合もある。伝統的寺院建築は日照院、大涼寺、長生寺、浄覚寺、西念寺、本証寺、鳴渡観音堂に残される。神社建築は、田中天満宮と須賀神社が本殿のみ、垂裕神社は本殿と拝殿から構成される。更に明治以降における近代化の歴史を物語る特徴的な建築物も残される。

また、建築物と一体をなし歴史的風致を形成するものとして、水路網と護岸の石積、野鳥川に架かる石造アーチ橋の目鏡橋、空谷川・高内川とその他水路に架かる石橋、屋敷地を画する石積、河川の護岸を構成する石垣、河床の石畳等の工作物がある。

以上の他、保存地区の歴史的風致を形成する環境要素には、城下町の骨格を今に伝える街路網と枳形、景観的に際立つ樹木、旧武家地の風情を高める生垣、水流を巧みに引き入れた庭園、さらに家老屋敷跡などの秋月らしい景観を構成する田畑などがある。

オ) 保存の方向

①保存地区の歴史的風致の維持、形成を図るため、旧城下町の景観を特徴付けている伝統的な建造物及びこれと一体をなす環境要素を保存する。

②保存地区の住民の生活向上に配慮しつつ、伝統的建造物群の管理及び修理、復旧、修景に努め、保存地区の特性を活かした生活環境の整備に努める。

(2)内容

- ア) 保存地区内において伝統的建造物群の特性を維持していると認められる屋敷建築、町家建築の主屋及び付属屋、寺社建築等の建築物、及び門、塀、石積等の工作物を「伝統的建造物」と定める。
- イ) 保存地区を特色づけている環境要素のうち、伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件を「環境物件」と定める。
- ウ) 保存地区にある伝統的建造物以外の建築物等の新築、増築、改築、移転等、および環境物件以外の物件の修景については「修景基準」を定める。修景基準には次の2つの基準を設ける。
 - ①歴史的風致を維持する基準として「補助基準」を定める。その内容は、伝統的建造物群の特性に合致したものとする。
 - ②歴史的風致と調和させるための基準として「許可基準」を定める。その内容は、伝統的建造物群の特性に配慮したものとする。
- エ) 以上の修理、復旧及び修景に係わる基準を適切に運用して、保存地区の歴史的風致を維持、形成するとともに、地区の特性を活かした生活環境の整備に努める。
- オ) 保存地区の歴史的風致を維持、形成するために必要と認められる事業等に要する経費の一部を補助することができる。
- カ) 以上の目的の遂行にあたっては、市長、市教育委員会及び関係部局のほか、保存地区の住民等が協力して進める。

3. 保存地区内における伝統的建造物と環境物件の決定

(1) 伝統的建造物

次の建築物と工作物を伝統的建造物とする。

ア) 建築物は、築後50年以上経過し、伝統的な屋敷建築、町家建築の主屋及び付属屋の諸特性をよく表していると認められるもの、及び伝統的な寺社建築の特性をよく表していると認められるもの、または秋月の歴史をよく物語っているものとする。

(表一1)

イ) 工作物は、伝統的な屋敷建築、町家建築、寺社建築と一体をなすもので、築後50年以上経過し、伝統的な工法によりその諸特性をよく表していると認められる門、塀、石積、石垣、石段、井戸、石造物等とする。

(表一2)

上記物件に係わる位置及び範囲は、図一2、3に示すとおりとする。

(2) 環境物件

環境物件とは、保存地区の歴史的風致の維持に大きく寄与している樹木、庭園、生垣、農地、及び旧城下町の履歴を表す河川、水路、道路、枅形等の形質とする。(表一3)

4. 保存地区内における建築物等の保存整備計画

(1)伝統的建造物の修理

- ア) 伝統的建造物の保存整備にあたっては、主としてその外観を維持するための修理を基本とする。
- イ) 伝統的建造物群の特性にそぐわない外観の変更が加えられているものについては、履歴を調査の上、然るべき旧状に復するための修理を基本とする。
- ウ) 伝統的建造物のうち、特に公開が必要なものについては、建物内部の保存修理も考慮する。
- エ) 復原修理が困難な箇所には補助基準を準用する。

(2)伝統的建造物以外の建築物等の修景

- ア) 伝統的建造物以外の建築物等の修景は、修景基準すなわち補助基準（表―5、6）及び許可基準（表―4）を適切に運用することで歴史的風致の維持と形成を図る。
- イ) 伝統的建造物群の特性を維持、形成するため、特に、伝統的建造物群の特性に配慮した武家地景観誘導帯と町地景観誘導帯を設定する。（図―5）
- ウ) 武家地景観誘導帯に面する伝統的建造物以外の建築物等の新築、増築、改築、移転等については、屋敷建築についての補助基準（表―5）を適切に運用し、保存地区の歴史的風致を維持するとともに、許可基準（表―4）を併せて運用し、保存地区の歴史的風致との調和を図る。
- エ) 町地景観誘導帯に面する伝統的建造物以外の建築物等の新築、増築、改築、移転等については、町家建築についての補助基準（表―6）を適切に運用し、保存地区の歴史的風致を維持するとともに、許可基準（表―4）を併せて運用し、保存地区の歴史的風致との調和を図る。
- オ) 上記誘導帯に面さない物件の新築、増築、改築、移転等については、屋敷建築または町家建築のいずれかの補助基準（表―5、6）を適切に運用し、保存地区の歴史的風致を維持するとともに、許可基準（表―4）を併せて運用し、保存地区の歴史的風致との調和を図る。
- カ) 寺社境内等における物件の新築、増築、改築、移転等については、「伝統的建造物」（表―1）の特性に合致していることをもって、補助基準の適切な運用とみなすことができる。
- キ) 審議会で認めた場合はこの限りではない。

(3)環境物件の復旧

環境物件の保存整備にあたっては、主として、現状維持又は復旧を基本とする。

(4)環境物件以外の環境要素の修景

環境物件以外の環境要素の修景は、補助基準（表―5、6）を適切に運用することにより、保存地区の歴史的風致を維持するとともに、許可基準（表―4）を併せて運用することにより、保存地区の歴史的風致との調和を図る。

5. 保存地区の保存のため必要な管理施設及び設備並びに環境の整備計画

(1)管理施設等

- ア) 保存地区に町並み保存のための管理施設を設置し、町並みに係わる情報を一般に紹介するとともに、保存地区の管理上の相談、指導にあたる。また、保存地区の住民等へ町並みの学習・交流の場を提供し、まちづくり意識の向上を図る。
- イ) 保存地区には、町並みに対する理解を促すための説明板等を設置する。
- ウ) 伝統的建造物及び庭園等の環境物件のうち可能なものについてはその公開に努める。

(2)防災施設等

- ア) 保存地区の総合的な防災計画を策定し、様々な災害に対する安全性の確保に努める。
- イ) 防災灯と兼ねて街路灯は、保存地区に相応しいデザイン整備を図る。
- ウ) 地区の防災施設については、保存地区に調和した消火施設を設置するなど施設整備を図る。
- エ) 消火組織の整備及び自主防災組織の育成を図る。

(3)環境の整備等

- ア) 電柱・架線等の整備、看板の修景
電力柱、電話柱、架線等は移設、埋設等の整理を基本方針とする。建築物等に設置する広告、看板等については、許可基準に従うものとし、独立した広告塔や看板については原則として設けないものとする。
- イ) 道路の整備
保存地区の道路は、旧城下町の履歴を考慮した整備を図り、枡形等の形態の復旧に努める。路面の舗装、側溝の改良等については、工法、材料等に配慮し、石積の側溝、石橋の路面等は歴史的風致の維持、形成のためその形質の復旧に努める。
- ウ) 河川・水路の整備
保存地区を流れる河川、水路及び暗渠化、狭隘化した水路は、伝統的護岸の復旧を目指した環境整備を図り、水際景観の回復に努め、歴史的風致の向上を図る。
- エ) 駐車場の整備と修景
住民用及び観光用駐車場の配置計画、来訪者を誘導するためのサイン計画を策定し、歴史的風致に調和した保存地区に相応しい整備を進める。保存地区に設置する駐車場は、道路から望見できないよう修景し、歴史的風致との調和を図る。
- オ) 田園景観の保全
保存地区の田園景観を維持する上で必要な農地等については、買い上げや借り上げ等により児童や市民のための体験学習農地等としての利用推進を図り、保全に努める。
- カ) 地域環境学習トレイルの整備
伝統的建造物、環境物件及び文化財、管理施設等を利用した地域環境学習のためのトレイル（回遊散策路）を整備し、地区の歴史や文化に関する情報の普及を図る。

6. 保存地区の保存のため特に必要と認められる助成措置等

(1)経費の補助

保存整備計画に基づく事業に対し、別に定める「朝倉市歴史的景観補助金交付要綱」により必要な補助を行う。

(2)技術的援助

保存地区の歴史的風致を維持、形成するため、修理、復旧及び修景等に係わる設計相談等の必要な技術的援助を行う。

(3)保存団体等への助成

住民等により組織された保存団体の活動及び建築士、大工、左官等の技術者技能者団体の保存に関わる活動に要する経費に対し必要な補助を行う。

(4)顕彰及び普及啓発

- ア) 保存地区の保存に顕著な功績を残した者や伝統的建造物以外の建築物等の新築、増築、改築、移転等も含め、特に保存地区に相応しい優れた事業を実施した個人、団体、事業所等に対して、その顕彰に努める。
- イ) 保存地区の歴史的風致を維持、形成するとともに、良好な生活環境の整備を円滑に進めるために、伝統的町並みの保存に対する普及啓発を図る。